

新たに登録されることになる文化財一覧

No.	名称	所在の場所	構造形式	建設年代／改修年代	登録基準
1	榎家住宅主屋（えのきけじゅうたくおもや）	海南市 孟子字階田 648	木造平屋建、瓦葺	江戸末期／明治 24 年（1891）増築、平成 30 年（2018）改修	二
2	榎家住宅文庫蔵（えのきけじゅうたくぶんこぐら）	海南市 孟子字階田 648	土蔵造二階建、瓦葺	明治 24 年（1891）	一
3	榎家住宅蔵（えのきけじゅうたくまゆぐら）	海南市 孟子字下出 553-2	土蔵造平屋建、瓦葺	昭和 7 年（1932）	一
4	榎家住宅土蔵（えのきけじゅうたくどぞう）	海南市 孟子字下出 561-2	土蔵造二階建、瓦葺	明治後期	一
5	榎家住宅納屋（えのきけじゅうたくなや）	海南市 孟子字階田 647	木造平屋建、瓦葺	昭和前期／昭和 30 年代改修	一
6	養源寺本堂（ようげんじほんどう）	有田郡 広川町 大字 広 1465-1	木造平屋建、瓦葺	正徳 3 年（1713）／昭和 7 年（1932）改修	二
7	養源寺大黒堂（ようげんじだいこくどう）	有田郡 広川町 大字 広 1465-1	木造平屋建、瓦葺、左右渡り廊下及び連絡廊附属	昭和 7 年（1932）	二

登録有形文化財（建造物）とは

文化財登録制度は、近代を中心とする多くの様々な文化財を保護するため、平成 8 年の文化財保護法改正によって導入された。許可制を基本とする指定制度に対し、届出制による緩やかな保護制度で、登録により規制に強く縛られることはなく、建造物の多様な活用を行いやすいことが特徴である。原則として建設後 50 年を経過した建造物のうち、一定の評価※を得たものが対象となり、全国で既に 14,000 件を超える建造物が登録されている。

※登録基準

- （一）国土の歴史的景観に寄与しているもの
- （二）造形の規範となっているもの
- （三）再現することが容易でないもの

榎家住宅は海南市北東部の孟子^{もうこ}に位置する。榎家は江戸末期に榎家本家から分家し、紋羽織の生産販売や繭糸業等を手がけ、村会議員や村長も務めた旧家である。集落を貫く街道を挟んで南北に敷地を構え、北側の敷地に主屋、文庫蔵、繭蔵を、南側の敷地に土蔵、納屋を建てる。

主屋(写真上)は木造平屋建、瓦葺きで、江戸末期に分家した際に建設されたと伝える居室部と、明治24年(1891)に増築された座敷部からなる。座敷部は二室の座敷からなり、そのうち十五畳の座敷は壁を紙貼りとした床の間や襖絵で華やかに飾られた上質な空間である。

繭蔵(写真下)は土蔵造平屋建、瓦葺きで、昭和7年(1932)に建設された。内部は三室に分かれ、繭を保管するため壁と天井をトタン板で密閉する。当家の生業を良く表す蔵である。

これらは、伝統的な外観の文庫蔵や土蔵、街道に接して建つ長屋門形式の納屋とともに集落の歴史的な景観の形成に寄与している。



養源寺は有田郡広川町広の北寄りに位置する日蓮宗の寺院である。境内には東に山門を構え、中心部に本堂と大黒堂、庫裏や書院(町指定文化財)等が並ぶ。当地は徳川頼宣が建設した広御殿の跡地で、徳川吉宗の寄進により養源寺境内となり当地に移転再興された。

本堂(写真上)は移転直後の正徳3年(1713)の建設である。木造平屋建、瓦葺きの仏堂で、正面右手に玄関が取り付く。正面に外陣があり、その後ろに内陣と脇陣を並べる。内陣の後ろには須弥壇があり、柱や組物は彩色で荘厳する。屋根の棟には鯨瓦を載せた重厚な外観で、当地の歴史的景観を創る。

大黒堂(写真下)は本堂の左側に建つ、吉宗ゆかりの大黒天画像を祀る仏堂である。木造平屋建、瓦葺きで、昭和7年(1932)に建設された。外陣の正面と側面の一部に縁を回し、その後ろを内陣とする。軒は垂木を二段階に出す凝った「二軒繁垂木」とし、各所を精緻な彫刻で飾った華やかな外観とする。現在に至るまで出世大黒天として信仰を集め、春の年一度の御開帳の日には多くの人々の参拝で賑わう。

